

「霊媒」再考

佐藤 憲 昭

この小文は、二年前の夏、岩手県で調査をした際に七十九歳の女性が、体力を消耗すると言われる霊媒の役割を担っていることを知り、改めて霊媒について考察しようとするものである。

通常、霊媒は、身体に神霊を憑入し、人格転換を起こして神霊自身として振る舞い、直接話法で神意を伝達するところにその特徴がある。こうした呪術―宗教的性格を具えている霊媒には、二通りの型がみられる。一つは、自己自身の力能によって神霊を自らの身体に憑入・離脱させるタイプである。

もう一つのタイプの霊媒は、他者(精霊統御者)の力能によって神霊を身体に憑入・離脱させてもらうタイプである。例えば、木曾御嶽講では「御座立て」と呼ばれる儀礼を執行しているが、これは「前座」「中座」とそれぞれ呼ばれる二人の行者がコンビを組み、前座は、神霊を操作して中座の身体に憑入し、中座は神霊自身として振る舞う霊媒の役割を担う。この場合の中座が、もう一つのタイプの霊媒である。中座のように他者によって神霊を身体に憑入されるタイプの霊媒は、必ずしもシャーマンである必要はなく、普通の人でも霊媒的性格を具えているなら、その役割を担当することができる。

筆者は、平成二十一年の夏、今回、大震災に見舞われた岩手県のリアス式海外線沿い、及びその周辺の地域で調査を行って

いた。八月二十三日の午後、日蓮宗寺院で憑祈禱形式の儀礼について取材をしていたときのことである。住職に「ヨリ(霊媒)を担当する女性はどなたですか」と尋ねたところ、「七十九歳の母です」という回答に、あまりに高齢であることに吃驚仰天した。

周知のように、日蓮宗の仏僧は中山法華経寺において百日の荒行を行い、修法師の資格を得ている者がすくぶる多い。これら修法師の中には、「ヨリ(寄)」または「ヨリダイ(寄台)」と呼ばれる霊媒とコンビを組んで、「ヨリカジ(寄加持)」と称されている憑祈禱形式の儀礼を執行する者が存在している。この儀礼において、仏僧は、神霊を目や耳にししながら、これを自在に操作して「ヨリ」の身体に神霊を憑入する精霊統御者の役割を担当し、他方、神霊を憑入されたヨリは霊媒の役割を担当するという形式で儀礼は執行される。

筆者は、住職に、ヨリの役割を担当する人は、肉体的に若いことが条件であるという学問上の仮説があるが、七十九歳でヨリを担当できるという事実を、どのように理解したらよいかと尋ねてみた。すると、その回答は、次のようなものであった。「ヨリ」を使用する場合、ヨリの身体をまずカラッポにしておかなければならない。そうしないと霊的存在を入れることができなからだ。身体をカラッポにするということは、ヨリを担当する人物の身体から「魂」意識をヌキ取ることである。そして、身体からヌキ取った「魂」意識が逃げないように、しっかりと捕まえておかなければならない。そのようにして、カラッポになった身体の中に霊的存在を入れるのである。こうし

た手続きをすると、年齢が七十九歳であってもヨリの役割を勤めることができるのである、と仏僧は語ったのである。

この解釈は、コンビ型の霊媒に適用することができても、単独で儀礼を担当する霊媒には適用することは困難であると考えられるが、高齢の人物がヨリを担当できる説明としては興味深い。問題は、単独であれコンビ型であれ、六十代、七十代、八十代の者が、霊媒の役割を果たすことができる宗教文化論的な意味づけである。現段階では、高齢の霊媒が存在していることは、体力を消耗しない静のトランスにおいて神霊を憑入しているからである、と見るのが妥当のように思われる。

江戸期の伊勢・山田における寺院の変遷

——寺町の形成と崩壊——

河野 訓

伊勢神宮の二つの正宮のうち、内宮の鳥居前を宇治、外宮の鳥居前を山田という。今回は特に山田で生じた仏教寺院をめぐる江戸時代とその終盤における大変革を取り上げる。

山田においては仏教をめぐって二度の大きな変革があった。第一は寛文の大火(寛文十年(一六七〇)十一月二十四日)後の仏教寺院の市街地から郊外への集団移転、第二は明治維新にともなう僧侶還俗(伊勢では「復正」という)と寺院潰滅である。

寛文の大火は鉾屋ノ世古から出火し、山田東部の岡本・小田

橋まで焼き尽くした。(『三方会合記録』、以下『記録』)焼失家屋は五千七百三十四軒を数え、仏教寺院も百八十九ヶ寺が焼失した。直後の十二月、山田奉行である桑山丹後守は焼失寺院の野辺への移転もしくは取り潰しを命じている。翌十一年には移転先として越坂地区、岩淵領前田地区、河崎領東河辺地区、岡本地区が決められ、移転すべき寺院百五十八ヶ寺及び潰すべき寺院も決められた。移転は五月には始まり、翌十二年六月には来る丑年(一六七三)までに移転を終えることが命じられた。

『記録』に移転が記録されているのは百二十九ヶ寺であり、十三ヶ寺分は記録が残されていないが、種々の絵図や古記録と照合すると、実際は移転している寺院もあるようである。野辺への寺院の大量移転に伴って、焼失寺院以外の寺院の移転も命じられた。世義寺本坊及びその二十二の支坊は大火の難は免れたが、時の山田奉行桑山丹後守は世義寺が外宮の宮域に接しているのを憂え、この際に移転しよう命じた。また、寛文十一年中に、類焼した家から坂ノ世古までの家や外宮に近い家は引料を給付されたうえで、退地を命じられた。『記録』には寛文十一年に移転を命じられた寺院以外が先の受入れ地区に移転した記録も残っている。『記録』では延宝元年(一六七三)までに十三ヶ寺の移転が確認され、その初例は寛文十一年三月であり、それは移転を命じられた寺院よりも早い。山田ではこの頃大火が続き、新たに郊外に移転した寺院もあったと考えられる。こうして、九十六ヶ寺の集中する寺町である越坂地区(内訳は一之木領四十三ヶ寺、宮後領十八ヶ寺、船江領三十五ヶ寺)、十四ヶ寺の岩淵領前田地区、二十六ヶ寺の河崎領東河辺